

## 第 18 回中部地方不法投棄対策連絡会

日時：令和 6 年 3 月 29 日（金）  
（HP への資料掲載等による書面開催）

### 議事次第

- 1 産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和 4 年度）について
- 2 令和 6 年度における各構成機関の不法投棄対策等の取組予定について
- 3 令和 5 年度における各構成機関の取組結果について
- 4 不法投棄監視ダミーカメラの貸出しについて

### <配布資料>

- ・ 第 18 回中部地方不法投棄対策連絡会 議事次第
- ・ （別紙）中部地方不法投棄対策連絡会構成員名簿
- ・ 【参考】不法投棄対策連絡会・目的等（R4 年度修正）
- ・ 産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和 4 年度）について
- ・ 令和 6 年度における不法投棄監視等の取組予定について（各構成機関）
- ・ 令和 5 年度不法投棄監視等取組結果
- ・ 【お知らせ】不法投棄監視ダミーカメラの貸出しについて  
ダミーカメラ運用規則（令和 4 年度改正）  
様式第 1. 2 号（借受申請書・貸付承認通知書）  
様式第 3 号（ダミーカメラ運用管理簿）  
様式第 4 号（不法投棄監視ダミーカメラ設置期間中の状況調査票）

※資料掲載先：中部地方環境事務所 HP 中部地方不法投棄対策連絡会

(別紙)

中部地方不法投棄対策連絡会構成員名簿

令和6年3月現在

	機関名	構成員（部署・職名）
1	関東管区警察局	広域調整部広域調整第一課長
2	中部管区警察局	総務監察・広域調整部広域調整第一課長
3	中部管区行政評価局	評価監視部評価監視官
4	北陸農政局	生産部生産技術環境課長
5	東海農政局	生産部生産技術環境課長
6	中部森林管理局	計画保全部保全課長
7	近畿中国森林管理局	計画保全部保全課長
8	関東経済産業局	資源エネルギー環境部環境・資源循環経済課長
9	中部経済産業局	資源エネルギー環境部環境・資源循環経済課長
10	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部環境・資源循環経済課長
11	関東地方整備局	企画部企画課長
12	北陸地方整備局	企画部企画課長
13	中部地方整備局	企画部企画課長
14	近畿地方整備局	企画部企画課長
15	北陸信越運輸局	交通政策部環境・物流課長
16	第四管区海上保安本部	警備救難部環境防災課長
17	第八管区海上保安本部	警備救難部環境防災課長
18	第九管区海上保安本部	警備救難部環境防災課長
19	富山県	生活環境文化部環境政策課長
20	石川県	生活環境部資源循環推進課長
21	福井県	安全環境部循環社会推進課長
22	長野県	環境部資源循環推進課長
23	岐阜県	環境生活部廃棄物対策課長
24	愛知県	環境局資源循環推進課長
25	三重県	環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課長
26	富山市	環境部環境政策課長
27	金沢市	環境局ごみ減量推進課長
28	福井市	市民生活部環境廃棄物対策課長
29	長野市	環境部廃棄物対策課長
30	松本市	環境エネルギー部 廃棄物対策課長
31	岐阜市	環境部環境対策審議監兼産業廃棄物指導課長
32	名古屋市	環境局事業部廃棄物指導課長
33	豊橋市	環境部廃棄物対策課長
34	岡崎市	環境部廃棄物対策課長
35	一宮市	環境部廃棄物対策課長
36	豊田市	環境部廃棄物対策課長
37	中部地方環境事務所	資源循環課

## 中部地方不法投棄対策連絡会について

### 1. 背景・趣旨

平成19年2月、安倍総理から、「美しい国」日本を目指す取組の1つとして、ごみ不法投棄対策の推進について、関係各省庁が連携して取り組むように、との指示があり、これを受けて「廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」が設置された。

この連絡会議は、循環型社会を構築し、不法投棄の撲滅を図るための廃棄物対策について、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、円滑な推進を妨げる諸問題を検討するとともに、その効果的な推進を図ることを目的とし、内閣官房が環境省の協力を得て設置・運営するものであり、関係省庁が構成員である。

平成19年2月5日に開催された第1回会議において、関係省庁が連携して、不法投棄対策の一層の取組を進めることとされた。具体的には、5月30日～6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」と定め、関係各主体との連携のもと、監視・啓発活動等の取組を進めるとともに、その後、より幅広い不法投棄対策について検討していくこととされた。そのうち、地域での取組として、地方環境事務所が中心となって都道府県・市町村や地方の廃棄物関係団体等と連携し、排出事業者や一般住民に対する普及啓発活動や早期発見・早期対応のためのパトロール等を実施することとされた。また連携強化のための体制整備としても地方環境事務所が中心となり、国と自治体との連絡会議の整備を推進することとされた。

### 2. 設置の目的

これらの状況を踏まえ、平成19年9月、中部地方環境事務所管内において、国と地方公共団体の協力・連携の下で、ごみの不法投棄対策の推進を図る事業等について、情報交換・意見交換を行う場として「中部不法投棄対策連絡会」が設置された。

### 3. 構成員

中部地方環境事務所管内7県11政令市、関係省庁（警察庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁）の各出先機関を構成員とする。

具体的には、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、富山市、金沢市、福井市、長野市、松本市、岐阜市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、関東管区警察局、中部管区警察局、中部管区行政評価局、北陸農政局、東海農政局、中部森林管理局、近畿中国森林管理局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿

経済産業局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、北陸信越運輸局、第四管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、中部地方環境事務所の関係課長レベル（詳細は別紙の中部地方不法投棄対策連絡会構成員名簿を参照）。

#### 4. 主要な議題

- ・ 不法投棄の状況について
- ・ 国の機関及び各自治体の不法投棄対策について
- ・ 不法投棄対策に関する情報交換・意見交換
- ・ 今後の対応 等

#### 5. 事務局

環境省 中部地方環境事務所



# 環境省報道発表

令和5年12月8日（金）

## 産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和4年度）について

1. 環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市の協力を得て、新たに判明した産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案の状況、及び年度末時点の残存量等を調査し、公表しています。
2. 今般、令和4年度に係る調査結果を取りまとめましたのでお知らせします。

### 【添付資料】

- ・ 不法投棄等の状況（令和4年度）の調査結果資料

※ 添付資料は以下の URL から御参照ください。

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02453.html](https://www.env.go.jp/press/press_02453.html)

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先  
環境省環境再生・資源循環局  
環境再生事業担当参事官付  
不法投棄原状回復事業対策室  
代 表：03-3581-3351  
直 通：03-6205-4798  
室 長：松田 尚之  
室長補佐：青木 喜昭  
主 査：竹川 佳春  
担 当：大島 明男

## ■ 背景・概要

環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」という。）事案について、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成のための基礎資料とすること等を目的として、新たに判明した不法投棄等事案の状況及び年度末時点の不法投棄等事案の残存量等を調査し、公表しています。

今般、令和4年度に係る調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの調査と併せて、全ての残存事案に係る生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下「支障等」という。）、個々の残存事案ごとの令和4年度末時点の支障等の状況や都道府県等の今後の対応方針に関する調査についても取りまとめておりますので、お知らせします。

## ■ 調査結果の概要

### （1） 令和4年度に新たに判明した不法投棄事案

- ・ 不法投棄件数 134件 （前年度107件） [+27件]
- ・ 不法投棄量 4.9万トン （前年度2.2万トン） [+2.7万トン]

### （2） 令和4年度に新たに判明した不適正処理事案

- ・ 不適正処理件数 107件 （前年度131件） [-24件]
- ・ 不適正処理量 2.6万トン （前年度10.9万トン） [-8.3万トン]

### （3） 令和4年度末における不法投棄等の残存事案

- ・ 残存件数 2,855件 （前年度2,822件） [+33件]
- ・ 残存量 1013.5万トン（前年度1547.1万トン） [-533.6万トン]

※ 詳細なデータについては添付資料を御覧ください。

※ 前年度の結果については、一部時点修正をしています。

## ■ 不法投棄等の状況

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、令和4年度で年間134件、総量4.9万トン（5,000トン以上の大規模事案3件、計1.7万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、いまだ跡を絶たない状況にあります。

不法投棄の新規判明事案の実行者のうち、件数が最も多いのは排出事業者で57件（43%）、投棄量が最も多いのも排出事業者で1.6万トン（33%）でした。また、廃棄物の種類では、件数が最も多いのは、がれき類で49件（37%）、投棄量が最も多いのは、建設混合廃棄物で3.3万トン（68%）でした。

不適正処理についても、令和4年度で年間107件、総量2.6万トン（5,000トン以上の大規模事案1件、計0.6万トン含む。）が新規に発覚しており、いまだ撲滅するには至っていません。

また、令和4年度末における不法投棄等の残存事案は2,855件報告され、前年度と比べて件数が増加しているものの、残存量は、平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等事案のうち、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づく支障の除去等が令和5年3月末までに完了したことにより、1013.5万トンまで減少しました。

残存事案に対する都道府県等の対応としては、現に支障が生じている5件については、

支障除去措置を実施中であり、現に支障のおそれがある 72 件については、支障等の状況により、支障のおそれの防止措置、周辺環境モニタリング、状況確認のための立入検査等を実施中又は実施予定です。

#### ■ 不法投棄等の未然防止・拡大防止の取組

残存事案については、都道府県・政令市別及び市町村別並びに支障等の状況別にリスト化して、公表資料の中のデータの 1 つとして公表しております。関係者間で情報共有を図り、的確に対応していけるようにしていくことが必要です。

環境省では、不法投棄等の防止を図るため、引き続き都道府県等と連携した監視活動の強化や関係法令等に精通した専門家の派遣等による都道府県等への支援に取り組みます。また、国と都道府県等が緊密に連携し、大規模事案を中心に新規に判明する事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進します。

#### ■ 都道府県等が実施する不法投棄等の支障除去等への支援

平成 10 年 6 月 17 日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法第 13 条の 15 に基づき、国の補助に加えて、社会貢献の観点から産業界からの協力も得て造成した産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金により、都道府県等の行政代執行費用を支援しており、令和 4 年度末までに 89 事案に対して支援を行いました。

以 上

R6年度における不法投棄監視等の取組予定について



## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 中部森林管理局

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県内森林管理署等	各関係機関	不法投棄防止一斉パトロール	5月～7月	H17年度	管轄区域内	人目につきにくい森林への家電品や家庭ゴミ等の不法投棄は増加しているため、不法投棄の防止のための啓発活動を関係機関等と連携し、森林管理署単位で実施する。	
富山森林管理署	各関係機関	不法投棄防止一斉パトロール	5月～7月	H17年度	管轄区域内	人目につきにくい森林への家電品や家庭ゴミ等の不法投棄は増加しているため、不法投棄の防止のための啓発活動を関係機関等と連携し実施する。	
岐阜県内森林管理署	各関係機関	不法投棄防止一斉パトロール	5月～7月	H17年度	管轄区域内	人目につきにくい森林への家電品や家庭ゴミ等の不法投棄は増加しているため、不法投棄の防止のための啓発活動を関係機関等と連携し、森林管理署単位で実施する。	
愛知森林管理事務所	各関係機関	不法投棄防止一斉パトロール	5月～7月	H17年度	管轄区域内	人目につきにくい森林への家電品や家庭ゴミ等の不法投棄は増加しているため、不法投棄の防止のための啓発活動を関係機関等と連携し実施する。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山森林管理署	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月30日	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施すると共に啓発活動を実施予定。	
岐阜森林管理署	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月30日	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施すると共に啓発活動を実施予定。	
東濃森林管理署	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月30日	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施すると共に啓発活動を実施予定。	
愛知森林管理事務所	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月30日	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施すると共に啓発活動を実施予定。	

## 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山森林管理署	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月30日	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施する。	
岐阜森林管理署	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月30日	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施する。	

東濃森林管理署	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月30日	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施する。	
愛知森林管理事務所	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月30日	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施する。	
長野県内森林管理署等・各関係機関		クリーン活動	7月	H17年度	管轄区域内	毎年7月を『「国民の森林」クリーン月間』と設定し、各関係機関と連携し、清掃活動等を実施する。	
富山森林管理署・各関係機関		クリーン活動	7月	H17年度	管轄区域内	毎年7月を『「国民の森林」クリーン月間』と設定し、各関係機関と連携し、清掃活動等を実施する。	
岐阜県内森林管理署・各関係機関		クリーン活動	7月	H17年度	管轄区域内	毎年7月を『「国民の森林」クリーン月間』と設定し、各関係機関と連携し、清掃活動等を実施する。	
愛知森林管理事務所・各関係機関		クリーン活動	7月	H17年度	管轄区域内	毎年7月を『「国民の森林」クリーン月間』と設定し、各関係機関と連携し、清掃活動等を実施する。	

## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：近畿中国森林管理局

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川森林管理署		林野巡視、森林パトロール	随時		国有林、官行造林	職員による巡視等を実施。確認された不法投棄ゴミは職員が回収。なお、回収困難な大型ゴミは無かった。	
石川森林管理署		〃	( 〃 )		〃	職員による巡視等を予定。不法投棄者が不明で回収困難な粗大ゴミは地元市町と連携を図りつつ対応する。	
石川森林管理署		巡視委託業務	5～1月	H28年度	国有林	入林利用が多い国有林を対象に実施(2人体制、計480時間)。不法投棄含む異常を確認した際は署へ報告。	
石川森林管理署		〃	( 〃 )	〃	〃	入林利用が多い国有林を対象に委託業務による巡視を計画。	
三重森林管理署		林野巡視、森林パトロール	随時		国有林、官行造林	職員による巡視やパトロールを実施。不法投棄を確認した際は回収する。なお、回収困難な大型ゴミは無かった。	
三重森林管理署		〃	( 〃 )		〃	職員による巡視等を予定。不法投棄者が不明で回収困難な粗大ゴミは地元市町と連携を図りつつ対応する。	
福井森林管理署		林野巡視、森林パトロール	随時		国有林、官行造林	森林官等が不法投棄パトロールも兼ねて林野巡視等を実施。不法投棄者が不明で回収困難なゴミは別途予算措置を	
福井森林管理署		〃	( 〃 )		〃	職員による巡視等を予定。不法投棄者が不明で回収困難な粗大ゴミは地元市町と連携を図りつつ対応する。	

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川森林管理署	小松市、安宅地区町内会	安宅林クリーン活動	10月	H19年度	小松市	安宅林風景林クリーン活動を実施。林内ゴミ清掃や不法投棄防止に向け注意喚起の呼びかけを実施。回収ゴミは産廃処理場へ運搬。	
〃	〃	〃	(10月)	〃	〃	安宅林風景林クリーン活動を通じて、林内ゴミ清掃や不法投棄防止啓発活動を予定(約30人の参加を見込む)	
三重森林管理署	管理運営協議会(熊野市、御浜町、紀宝町)、ボランティア、地域住民	七里御浜防風林GG作戦	R5.3.4 R6.3.2	H5年度	七里御浜国有林	3市町の各会場ごとに松林再生に向けた抵抗性マツの植樹と林内清掃を実施。回収ゴミは各市町が処理場へ運搬。署は植樹箇所の地植えと苗木を準備。毎年100人超の参加あり。	R4.3.10～11に職員と各市町職員で実施







## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名:近畿経済産業局

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
近畿経済産業局	近畿地方環境事務所	家電、小型家電、自動車リサイクル法に基づく立入検査	随時	平成13年度	近畿管内	立入検査等の実施により、不適正処理、不法投棄を防止	
近畿経済産業局	—	家電リサイクル制度PR動画の放映	随時	令和3年度	近畿管内	家電リサイクル制度に対する消費者への普及啓発を目的としてPR動画を当省YouTube上に掲載することにより、不適正処理、不法投棄を防止	
近畿経済産業局	近畿地方環境事務所	家電リサイクルプラント見学会	10月頃	平成25年度	近畿管内	10月の3R推進月間に、消費者及び家電小売店等に対し、家電リサイクル制度について周知し、不適正処理、不法投棄を防止	
近畿経済産業局	—	消費者フェアへの出展(Web開催)	10月-11月頃	令和4年度	近畿管内	家電リサイクル制度に対する消費者への普及啓発を目的として、当局制作の家電リサイクル制度PR動画をweb上に掲載し、家電リサイクル法等について周知・広報を強化することにより、不適正処理、不法投棄を防止	
近畿経済産業局	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部	大学生向け家電リサイクル法普及啓発事業	9月-12月頃	令和6年度	近畿管内	大学のキャリア講座の時間を活用し、家電リサイクル制度に対する理解が浅いと思われる大学生に対して、リクルート活動の中で、当課の仕事の紹介として家電リサイクル制度等を周知・広報を行うことにより、不適正処理、不法投棄を防止	



## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 国土交通省

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
国土交通省 全ての河川、ダム、海岸関係事務所	自治体、市民団体等	河川、海岸巡視	通年		直轄管理区域内	河川、海岸を日常的に巡視するとともに河川管理用カメラでも補助的に監視することで、不法投棄の抑止や不法投棄の早期発見と対応を実施。特に河川、海岸愛護月間(7月)中などに、直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体等と連携してゴミ拾いや不法投棄監視のパトロール等を実施。	
国土交通省 全ての河川、ダム関係事務所		河川管理施設の維持管理と不法投棄防止のための施設設置	通年		直轄管理区域内	河川の維持管理の中で、ダム、堰に貯まったごみなど治水支障となるごみの回収を実施するとともに、不法投棄禁止看板や不法投棄を行う車両の進入防止柵などを設置。	
国土交通省 全ての道路関係事務所		直轄国道の維持管理 ①道路パトロール、②道路清掃、③不法投棄注意看板設置	通年		全国の直轄管理国道	①道路パトロールを実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障になる場合はパトロール員により撤去、又は、日常の維持作業の中で撤去。②道路の機能および美観の保持ならびに沿道環境の保全を目的に道路清掃を人力、清掃車等により実施。③頻繁にごみ不法投棄が為される道路敷地において、不法投棄防止の注意喚起看板等を設置。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
該当なし							

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
国土交通省		河川、海岸愛護月間の実施	7月		全国各地	国民の共有財産である河川、海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、河川、海岸の愛護運動の推進に必要な施策を積極的に展開する。この運動の中で河川、海岸のごみ関係の施策として、良好な河川、海岸の環境の創出のためのごみの清掃等、河川や海岸にごみ等を投棄しないように呼びかけを行う等の啓発等の施策を推進。	
国土交通省 多くの河川、ダム関係事務所	自治体、市民団体、学校等	住民参加による清掃活動の実施や普及啓発活動の実施	随時		直轄管理区域内	直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、住民参加による河川敷およびダム湖周辺の清掃活動を実施。また、住民に対して不法投棄防止に向けて普及啓発するため、ごみの不法投棄場所などを示すマップ等を作成し、ホームページ等を通じて広く周知。	
国土交通省		環境教育	随時		全国各地	出前講座等による環境教育等を実施。	

国土交通省中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県	各河川・海岸沿いの市町村、賛同企業や団体等	川と海のクリーン大作戦	秋		伊勢湾・三河湾に流入する河川及び海岸	地元自治体・企業・団体等と連携して住民に呼びかけを行い、河川及び海岸の一斉清掃活動を実施。	
国土交通省、都道府県、市町村、各高速道路株式会社等	都道府県、市町村、各高速道路株式会社等	道路ふれあい月間	8月		全国	道路清掃(道路を利用している国民の方々が改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただくこと等を目的として、全国の道路管理者が主催し8月に各種運動を展開。その一環として、地域住民等が主体となり道路清掃を実施。)	
国土交通省	市町村、住民グループ等	ボランティア・サポート・プログラム	通年		全国の直轄管理国道	住民グループ等(実施団体)と道路管理者、市町村(協力者)の三者間で協定を締結し、決められた一定区画の直轄管理国道において、道路の美化清掃等のボランティア活動を実施。	

#### 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
国土交通省 多くの河川、ダム関係事務所	自治体、県警、市民団体等	協議会等の開催	随時		事務所管内	不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速・的確な対応を図るため、管内の自治体などと情報交換を行う協議会等を開催。	









## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名:石川県生活環境部資源循環推進課

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川県	石川県警、海上保安庁	不法投棄等監視スカイパトロール	6月、10月 (年4回予定)	H13年度	県内(県境付近を含む)及び、海岸線	県警ヘリ、県消防防災ヘリ、海上保安庁ヘリで、市町廃棄物担当者、関係業界団体員とともにスカイパトロールを実施し、不法投棄や不法焼却及び不適正処理現場等を監視する。	
石川県、福井県	加賀市、白山市、坂井市、勝山市	石川・福井県境合同パトロール	6月、10月 (年2回)	H17年度	石川・福井県境	県境での不法投棄防止ランドパトロールを行う。	
石川県、富山県	金沢市、七尾市、津幡町 小矢部市、氷見市	石川・富山県境合同パトロール	10月 (年1回)	H18年度	石川・富山県境	県境での不法投棄防止ランドパトロールを行う。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川県、福井県	金沢市、加賀市、石川県警、環境省中部地方環境事務所	県境合同産廃運搬車両路上検査	6月 (年1回)	H13年度	石川・福井県境	県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。	
石川県、富山県	金沢市、羽咋市、氷見市、富山県警	県境合同産廃運搬車両路上検査	10月 (年1回)	H13年度	石川・富山県境	県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。	R6年度幹事県:石川県

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川県	石川県警、各市町等	全国ごみ不法投棄監視ウィーク	5月～6月	H19年度	県内各所	全国ごみ不法投棄監視ウィークに合わせ、ラジオ放送、県境合同パトロール等を実施する。	
石川県	各市町	不法投棄防止強化月間	10月	H18年度	県内各所	不法投棄防止看板の配布、ラジオ放送、県内一斉パトロール等を実施する。	

## 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	あ	備考
石川県	県内18市町、石川県警	石川県産業廃棄物立入検査員に係る市町併任職員の新規市町併任職員研修会	4月下旬	H15年度	石川県庁	市町の廃棄物担当職員を県職員(廃棄物対策課職員)に併任し、産業廃棄物事案にかかる立入権限を付与する。また、新たに併任職員となった者に対し、研修会を実施する。	震災対応のため中止
石川県	石川県警、海上保安庁、関係市、関係業界団体	石川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	5月下旬 (年1回)	H6年度	石川県庁	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
石川県	福井県、石川県警、福井県警	県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視体制強化のための連絡会議	7月、10月 (年2回)	H17年度	石川県・福井県	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、両県が不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
石川県	富山県、金沢市、小矢部市、石川県警、富山県警	富山・石川県境における産業廃棄物不法投棄の未然防止に関する連絡会議	6月、2月 (年2回)	H18年度	石川県・富山県	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、両県が不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	

石川県	石川県警、各市町	産業廃棄物不法処理防止地区情報交換会	11月 (年2回)	H7年度	県内2箇所 (加賀会場、能登会場)	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、市町廃棄物担当者と廃棄物処理施設を視察後、所轄の警察担当者を交え不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
石川県	石川県産業資源循環協会	適正処理推進講習会	10月 (年1回)	H17年度	県内3カ所	産業廃棄物排出事業者及び処理業者の実務担当者を参集して、廃棄物処理法及び適正処理推進についての実務講習を行う。	
石川県	各市町	不法投棄防止研修会	1月 (年1回)	H7年度	石川県庁	廃棄物の不適正処理や不法投棄等防止のため、県市町の廃棄物担当者及び公共事業発注業務担当者等に対して不法投棄防止対策について講習を行う。	
石川県	石川県産業資源循環協会	循環産業育成セミナー	1月 (年1回)	H27年度	石川県庁	産業廃棄物処理業者に対し、リサイクル技術の高度化やリサイクルビジネスへの転換を推進するための講習を行う。	

## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 福井県エネルギー環境部循環社会推進課

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県		不法投棄監視パトロール	通年		福井市を除く県内全域	県内6ヵ所の出先機関において、不法投棄防止等の監視パトロール(夜間・休日を含む)を実施している。また、県内の警備会社へ監視パトロールを業務委託しており、年間通して同社による必監視パトロール(夜間・休日を含む)も実施している。	
福井県	福井県警察本部警備部警備課警察航空隊、福井県福井市	スカイパトロール	6月下旬 12月上旬		県内全域	県内の産業廃棄物不適正処理未解決・要監視事案等を上空から監視パトロールする。なお、H31.4.1から中核市へ移行した福井市内の必要箇所についても、同市から依頼を受け、併せて監視パトロールしている。	
福井県・石川県	福井県坂井市、福井県勝山市、石川県加賀市、石川県白山市	県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視体制強化のための合同越境監視パトロール	6月下旬 10月上旬	H17年度	福井・石川県境	県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視体制強化のため、合同越境監視パトロールを実施する。	年度中2回実施、年度ごとに第2回目の担当県を交互にする
福井県・石川県	福井県警察本部生活安全部生活環境課、石川県警察本部生活安全部生活安全捜査課	県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視体制強化のための連絡会議	7月中旬 10月下旬	H17年度	幹事県	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	年度中2回実施、年度1回目は書面開催、2回目は集合型会議、年度ごとに第1回目の担当県を交互にする

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県	滋賀県、福井県敦賀警察署	不正軽油調査、産業廃棄物収集運搬車両路上検査	6月中旬		福井県敦賀市	福井県税事務所による不正軽油調査並びに福井県循環社会推進課・滋賀県循環社会推進課による産業廃棄物収集運搬車両路上検査を実施する。	福井県税事務所が主体
福井県	福井県あわら警察署、北陸総合通信局	不正軽油調査、産業廃棄物収集運搬車両路上検査、違法無線取締等	7月中旬		福井県あわら市	福井県税事務所による不正軽油調査並びに福井県循環社会推進課による産業廃棄物収集運搬車両路上検査、北陸総合通信局による違法無線取締等を実施する。	福井県税事務所が主体
福井県	福井県、福井県あわら警察署	産業廃棄物収集運搬車両路上検査、不正軽油調査	7月下旬	H17年度	福井県あわら市	福井県循環社会推進課・石川県資源循環推進課による産業廃棄物収集運搬車両路上検査並びに福井県税事務所による不正軽油調査を実施する。	福井県循環社会推進課が主体
福井県	福井県、滋賀県循環社会推進課、敦賀警察署、福井県税事務所	不正軽油調査、産業廃棄物収集運搬車両路上検査	10月下旬	H12年度	福井県敦賀市	福井県循環社会推進課・重健循環社会推進課による産業廃棄物収集運搬車両路上検査並びに福井県税事務所による不正軽油調査を実施する。	福井県循環社会推進課が主体

岐阜県	福井県	産業廃棄物収集運搬車両路上検査、不正軽油調査	11月中旬	H12年度	岐阜県郡上市	岐阜県廃棄物対策課・福井県循環社会推進課による産業廃棄物収集運搬車路上検査並びに岐阜県税事務所による不正軽油調査を実施する。	岐阜県廃棄物対策課が主体
-----	-----	------------------------	-------	-------	--------	--	--------------

### 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県	関係市町	ポイ捨てストップキャンペーン	通年	R1年度	県内全域	県内警察署と連携し、トラックやタクシーを停車させて、運転手に対して啓発したり、道の駅等において、利用客へ啓発したりする。	福井県循環社会推進課が主体
福井県	関係市町	ポイ捨てゼロ宣言登録事業所制度	通年	R1年度		トラック協会やタクシー協会に加盟する事業者からポイ捨てゼロ宣言を行う事業所を募集し、宣言した事業所は、プラゴミ削減のステッカーを事業所車両に貼付したり、事業所周辺の清掃活動を行ったりする。	福井県循環社会推進課が主体

### 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県	福井市	中小事業者向け基礎講座研修会	11月下旬	H28年度	県内全域	県内6カ所の健康福祉センターが主体となり、管内の中小事業者に対して産業廃棄物処理に関する基礎講座を実施する。	
福井県	福井市	産業廃棄物減量化推進研修会(多量排出事業者向け)	11月下旬	H18年度	県内全域	県内等の多量排出事業者や市町等の行政に対し、産業廃棄物減量化に関する研修会を実施する。	福井県循環社会推進課が主体

## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 長野県

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県	NEXCO東日本 NEXCO中日本 長野県警	不法投棄防止夜間監視事業	6月から11月	H13年度	長野県内(長野市、松本市除く)	職員により、幹線道路の巡回及び高速道路のSA等に駐留し、不審車両等の監視を行う。	
長野県	市町村	不法投棄監視連絡員によるパトロール	通年	H12年度	長野県内(長野市、松本市除く)	県が委嘱した不法投棄監視連絡員(100名)により、不法投棄多発地点等を重点的にパトロールを実施する。	
長野県		スカイパトロール(ドローンによる上空からの監視)	随時	H8年度	長野県内(長野市、松本市除く)	不法投棄や不適正処理現場の状態調査として、ドローンによる空撮を実施する。	ドローン購入H29
長野県		監視カメラの設置運用	随時	R3年度	長野県内(長野市、松本市除く)	不法投棄等にかかる違反事実の把握及び行為者の特定を目的として、不法投棄現場等に可搬式の監視カメラを設置運用する。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県	長野県警	産業廃棄物収集運搬車両点検指導	6月、10月	H7年度	長野県内(長野市、松本市除く)	県内の主要幹線道路を通行する産業廃棄物収集運搬車両を停車させ、 manifests、許可証(写し)及び積載物等の確認を実施する	
岐阜県、長野県	岐阜県警、長野県警	産業廃棄物収集運搬車両点検指導	10月	H23年度	岐阜・長野県境	産業廃棄物収集運搬車両を停車させ、 manifests、許可証(写し)及び積載物等の確認を実施する	R6長野県主催
長野市、長野県	長野県警	産業廃棄物収集運搬車両点検指導	10月		長野市内	産業廃棄物収集運搬車両を停車させ、 manifests、許可証(写し)及び積載物等の確認を実施する	産廃スクラム37の一斉車両点検
松本市、長野県	長野県警	産業廃棄物収集運搬車両点検指導	10月	R3年度	松本市内	産業廃棄物収集運搬車両を停車させ、 manifests、許可証(写し)及び積載物等の確認を実施する	産廃スクラム37の一斉車両点検

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県		「不法投棄情報ながの」の発行	随時			不法投棄の統計情報や県の施策などの情報をホームページに掲載	

## 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県	市町村(中核市を含む)	不法投棄ホットライン	通年	H13年度		フリーダイヤルにより不法投棄などの情報を24時間、365日受け付ける。通報のあった場合は、県の現地機関、中核市、市町村(一般廃棄物の場合)等に連絡し対応する。	

長野県、(一社)長野県資源循環保全協会		産業廃棄物処理技術等研修会	7月		WEB配信	排出事業者、産業廃棄物処理事業者等で、主に廃棄物処理に関する事務、実務の初任者を対象とし、廃棄物処理法に関する基礎知識の習得及び排出事業者責任について研修を行う。	
---------------------	--	---------------	----	--	-------	---	--

## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 岐阜県

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜県	県警、市町村等	スカイ&パトロール	年間	H9年度	岐阜県内 (岐阜市除く)	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、防災ヘリを活用した空陸一体のパトロール。	
岐阜県	民間事業者(警備会社)	夜間・休日産業廃棄物不適正処理監視パトロール	通年	H12年度	岐阜県内 (岐阜市除く)	夜間・休日におけるパトロール業務を民間事業者に委託。	
岐阜県		不法投棄監視カメラ	随時	H17年度	岐阜県内 (岐阜市除く)	可搬式で簡易に設置できるカメラを活用し、産業廃棄物投棄等の実態を調査。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県 岐阜県	県警、県税事務所	福井県・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	未定	H12年度	県境	産業廃棄物運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、搬出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	R6年度岐阜県主催
滋賀県 岐阜県	県警、県税事務所	滋賀県・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	未定	H10年度	県境	産業廃棄物運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、搬出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	R6年度滋賀県主催
三重県 岐阜県	県警、県税事務所	三重県・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	未定	H10年度	県境	産業廃棄物運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、搬出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	R6年度岐阜県主催
長野県 岐阜県	県警、県税事務所	長野県・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	未定	H23年度	県境	産業廃棄物運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、搬出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	R6年度長野県主催
富山県 富山市 岐阜県	県警、県税事務所	富山県・富山市・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	未定	H27年度	県境	産業廃棄物運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、搬出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	R6年度富山市主催
岐阜市 岐阜県	県警、県税事務所	岐阜市・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	未定	H20年度	県境	産業廃棄物運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、搬出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	R6年度岐阜県主催
中部地方環境事務所、愛知県、三重県、名古屋市、岐阜県	県警	環境省中部地方環境事務所及び三県一市による産業廃棄物運搬車両路上検査	未定	H13年度	主催縣市	産業廃棄物運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、搬出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	R6年度岐阜県主催

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
		なし					

#### 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜県	市町村、県警、消防	廃棄物不適正処理対策連絡会議	随時	H9年度	岐阜県内	各現地機関ごとに設置。関係機関が連携し、廃棄物の不適正処理事案に係る情報共有、合同パトロールを実施。	
岐阜県	市町村(岐阜市を除く)	産業廃棄物等立入検査強化事業の実施に係る産業廃棄物等に関する講習会	4月	H14年度	岐阜県内	産業廃棄物に係る立入検査が出来るよう県職員に併任している市町村職員に対し、法令等について説明する。	
岐阜市 岐阜県		岐阜県・岐阜市産業廃棄物不適正処理対策調整会議	随時	H16年度	岐阜市内	産業廃棄物不適正処理事案に係る情報交換等を行う。	
各県・中核市	中部地方環境事務所	四県八市産業廃棄物処理行政担当者会議	未定		幹事縣市	産業廃棄物の適正処理に関する情報交換等を行うもの。	



愛知県 (各県民事務所)	県関係機関、関係市町村、県警、 関係団体等	地域産業廃棄物不法処理防 止連絡協議会	年1回	H14年度	県民事務所等 (6事務所)	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
-----------------	--------------------------	------------------------	-----	-------	------------------	---	--

## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 三重県

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
三重県	県防災航空隊、県警	スカイパトロール	6,10月	平成5年度	県内	全容が把握しにくい産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案を上空から監視するため、県防災ヘリや県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施する。	
三重県	県警、(一社)三重県産業廃棄物協会、情報提供協定締結事業者等	「三重県ごみ不法投棄監視ウィーク」出発式	5月30日	平成20年度	県庁前駐車場	「ごみ不法投棄監視ウィーク」において、路上検査、スカイパトロール及び啓発活動等を実施するにあたり、関係機関と合同で出発式を挙行する。	
三重県	民間警備会社	産業廃棄物監視パトロール	通年	平成21年度	県内	県の人的、時間的な制約により間隙の生じやすい時間帯の監視活動を補完するため、県内全域の監視パトロールを民間警備会社へ委託する。	
三重県	市町等	不法投棄監視カメラ	通年	平成19年度	県内	間隙の無い監視活動を行うため、24時間連続稼働が可能な不法投棄監視カメラを活用する。あわせて不法投棄監視カメラの設置により、抑止効果を持たせ、未然防止を図る。	
三重県	三重県庁内関係課	解体工事現場集中パトロール	6,10月	令和2年度	県内	建設リサイクル法の届出情報に基づき、県内の解体工事現場の集中パトロールを実施する。また、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正規定に基づき元請業者の責任が果たされているか立入検査を行う。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
三重県	滋賀県、和歌山県、岐阜県	産業廃棄物運搬車両の路上検査	5～1月	平成10年度	県境付近主要道	県境を越えて移動する産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止を目的として、産業廃棄物運搬車両に対する検査及び指導を行う。	
三重県	中部地方環境事務所、愛知県、岐阜県、名古屋市	産業廃棄物運搬車両の路上検査	10～12月	平成13年度	県境付近主要道	県境を越えて移動する産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止を目的として、産業廃棄物運搬車両に対する検査及び指導を行う。	

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
三重県	(一社)三重県産業廃棄物協会	ごみ不法投棄監視キャンペーン	5月31日	平成20年度	県内	ショッピングセンター等において、不法投棄等の情報提供を呼びかけるチラシ等を県民の方に配布し、県民の方の連携とご協力により幅広い監視体制を構築し、「不法投棄を許さない社会づくり」を進める。	
三重県	三交バス	バスマスク広告	6月中	令和4年度	県内各所(20台分)	不法投棄防止を呼びかけるため、三重県で一番運行本数の多い三重交通のバスにバスマスク(バスのフロントバンパーに広告を付着)をつけ、県内各所(バスの巡回路)を運行してもらう。	
三重県	FM三重	ラジオ放送	6月及び随時	平成20年度	県内	三重県で一番のリスナーを擁しているFM三重による、ダイヤル110、FAX110番、メール110番、スマホ110番等の通報窓口を案内するラジオ放送を実施する。	

#### 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
三重県	市町、情報提供協定締結事業者	三重県不法投棄等防止対策講習会	5月	平成20年度	津市内	産業廃棄物の監視・指導に係る知識及び技能の向上を図るため、産業廃棄物に係る立入検査業務を実施する市町職員及び情報提供協定締結事業者を対象とした講習会を開催する。	
三重県	不法投棄防止パトロール等活動団体	不法投棄等防止パトロール等活動団体支援事業	5月	平成23年度	津市内	廃棄物の不法投棄防止活動等に積極的に取り組む団体に対し、不法投棄防止パトロール用品を配布する。	
三重県	県民全般	スマホ110番の公開	随時	令和4年度	インターネット	不法投棄等を発見した場合、スマホを用いて気軽に通報が可能である「スマホ110番」を導入し、不法投棄等の通報の受け皿として活用する。令和6年+H14度には、Yahoo!、Googleなどの広告を実施し、周知を行う。	
三重県	三重県産業廃棄物協会	建設系廃棄物適正処理セミナー	11月	平成29年度	県内	三重県内で廃棄物の適正処理の推進を図るため、事業者(産業廃棄物処理業者を含む)に対して情報提供と啓発を行うセミナーを開催する。	
三重県	三重県庁内関係課、労働基準局、業界団体	解体工事にかかる連絡調整会議	10月	令和3年度	県内	建設系廃棄物の不法投棄対策として、解体工事に関する行政や業界団体との連絡調整会議を開催する。	
三重県	三重県庁内関係課、労働基準局、業界団体	解体工事にかかる啓発マンガの発刊	随時	令和5年度	全国	解体工事に係る連絡調整会議の中で、解体工事に関連する各種法令を横断的に分かりやすく解説したマンガ冊子を作成することとなり、発刊。関係団体、事業者、一般個人等、県内外問わず約4,000部を配布している。令和6年度には、Web動画によるさらなる広報を行う。	



## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 金沢市

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
金沢市	町会連合会	不法投棄防止対策員による監視	通年	H4年度	金沢市内	市内20校下・地区より不法投棄対策防止員を委嘱し、不法投棄の早期発見・早期対応を図る。	
金沢市		不法投棄監視パトロール	通年	H21年度	金沢市内	職員2名が、市内の山間部及び海岸部を中心にパトロールを行い、不法投棄の早期発見・早期回収に努める。	
金沢市		不法投棄監視パトロール	6月、11月	—	金沢市内	期間中、3台の巡視車両が不法投棄防止街宣放送を行いながらパトロールを実施。	全国ごみ不法投棄監視ウィーク・金沢市不法投棄強化月間に合わせて実施
富山県、石川県、金沢市、小矢部市	氷見市、七尾市、津幡町	不法投棄監視合同パトロール	10月	H19年度	富山・石川県境	幹線道路周辺の県境区域を対象に、周辺自治体合同でパトロールを行う。	R6年度幹事: 富山県

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山県、石川県、金沢市、小矢部市	羽咋市、所管の警察署	産業廃棄物運搬車両路上検査	10月頃	H18年度	石川県羽咋市(予定)	産業廃棄物収集運搬車両の路上検査を行い、不法投棄の未然防止を図る。(排出事業者名、処分業者名、マニフェスト、運搬車輛表示、積載物などの確認等)	R6年度幹事: 石川県

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
金沢市	市内・市近隣の各大学	ごみ出しルール及び不法投棄防止啓発に関する説明会	4月～6月	—	市内・市近隣の各大学	大学新生生に対し、ごみ出しのマナーやルールを説明するとともに、不法投棄防止を啓発する。	
金沢市	高校生護美サポーター	不法投棄撲滅街頭キャンペーン	5月30日	R4年度	金沢市内	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」及び環境月間の取組みとして、市内にてのぼり旗の設置、啓発グッズの配布を実施する。	高校生護美サポーター結成(令和4年10月)

## 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
金沢市		不法投棄監視カメラの貸与	通年	H29年度	金沢市内	不法投棄に悩む地域団体へ監視カメラの貸与制度を実施。	
金沢市		不法投棄防止啓発看板の設置	通年	—	市内不法投棄多発区域	不法投棄多発箇所に不法投棄防止啓発看板を設置し、不法投棄未然防止等を図る。	

金沢市	警察、町会連合会、郵便事業者、民間運送会社など	不法投棄防止ネットワーク会議	11月	H15年度	金沢市内	不法投棄に関する情報交換・研修会等を行う。	
金沢菊水ライオンズクラブ	金沢市	不法投棄物合同回収作業	11月	H10年度	市内	地元のライオンズクラブ主催の不法投棄防止対策事業(投棄物回収等)を共同実施する。	
富山県、石川県、金沢市、小矢部市、富山県警、石川県警	七尾市、氷見市、津幡町	富山・石川県境における廃棄物の不法投棄の未然防止に関する連絡会議	6月、2月 (年2回)	H18年度	2月石川県	富山・石川県境の不法投棄防止対策共同事業の実施や情報交換等を行う。	書面開催(6月) 幹事:富山県、石川県 (交互)









## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：名古屋市

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
名古屋市		不法投棄防止重点場所の 夜間巡回パトロール	通年(5、11 月は強調 月間)	平成13年 度	市内全域	夜間に、不法投棄の多発又は恐れのある地域において、定 点監視パトロール又は巡回監視パトロールを行う。	
名古屋市		監視カメラの設置による常 時監視	通年	平成13年 度	市内全域	不法投棄常習場所のうち、不法投棄が繰り返され生活環境 に重大な影響を及ぼしたり、その恐れがある箇所へ監視カメ ラを設置し、常時監視する。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
愛知県、岐阜 県、三重県、 名古屋市、中 部地方環境事 務所	警察署(実施場所所管)	三県一市産業廃棄物運搬 車両路上検査	(年度内に 1回)	平成12年 度	R3岐阜県 R4三重県内 R5愛知県	管轄警察署と連携し、産業廃棄物収集運搬車両を対象に、 車両表示、マニフェスト及び積載物等について路上検査を実 施する。	令和3年度:岐阜県 令和4年度:三重県 令和5年度:愛知県

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
(一社)愛知県 産業廃棄物協 会、名古屋市		産業廃棄物不法投棄防止 キャンペーン	5月or6月		市内	(一社)愛知県産業廃棄物協会と行政が協力し、不法投棄啓 発の広報活動を実施する。	

## 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
名古屋市	名古屋市に隣接する17市町 村	名古屋市隣接市町村不法 投棄連絡会議	7月、11月	平成12年 度	名古屋市及 び市境	廃棄物の不法投棄問題について意見や情報の交換を行い、 不法投棄対策の推進を図る。	
名古屋市		区安心・安全で快適なまち づくり協議会専門部会	適宜	平成13年 度	各区	区ごとに行政と住民とが協働して、不法投棄防止対策の検討 や情報交換、合同撤去、パトロールなどを行う。	

名古屋市	市内16郵便局 名古屋タクシー協会 総合警備保障(株)ALSOK	民間事業者等からの不法投棄の情報通報制度	通年	平成13年度	市内全域	協定・覚書締結団体の社員等が不法投棄の現場等を発見した場合、当該情報を市に通報していただく。	総合警備保障(株) ALSOKは令和3年～
名古屋市		不法投棄通報専用ファクシミリの設置	通年	平成13年度	市内全域	市民が不法投棄の現場等を発見した場合、当該情報を市に通報していただく。	
名古屋市		ごみ分別推進員による指導	通年	平成13年度	市内全域	各環境事業所に配置している分別推進員による不適正排出物の調査・指導を通じて、不法投棄の発生抑制をはかるもの	



## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 岡崎市

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岡崎市	なし	不法投棄等監視パトロール	通年	H17年度	管轄区域内	不適正処理に係る継続事案、通報、発見により新たに把握した事案の調査等を行う。	
岡崎市	なし	不法投棄等スカイパトロール	未定(年1回)	H25年度	管轄区域内	ヘリコプターをチャーターして空からの監視を実施し、大規模な不適正処理事案等を発見後、立入検査を実施し、違法性があれば是正指導等を行う。	令和5年度 8月実施
岡崎市	なし	監視カメラによる不法投棄等の監視事業	未定	H30年度	管轄区域内	不適正処理が疑われる現場等にカメラを設置することで未然防止を図り、また、関係者を特定し、必要な指導等を行う。	
岡崎市	なし	画像解析による不法投棄等監視パトロール	未定	H27年度	管轄区域内	職員自らが2か年分の航空写真を比較・解析し、画像に変化のあった場所など不適正処理のおそれがあると判断された現場に立ち入り、必要に応じて指導・啓発等を行う。	令和5年度 7月から実施
岡崎市	なし	産業廃棄物計報投棄等巡回・監視業務	未定	R4年度	管轄区域内	警備会社へ巡回・監視を委託し、不法投棄等の早期発見や閉庁日等の監視を行う。	令和5年度 11月から実施

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岡崎市	岡崎警察署、愛知県	廃棄物収集運搬車両路上検査	未定(年1回)	H21年度	管轄区域内	廃棄物の収集運搬に関し、廃棄物処理法等を遵守しているか確認するために収集運搬車両の路上検査を実施する。	令和5年11月 愛知県西三河県民事務所廃棄物対策課等と合同で実施

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岡崎市	なし	排出事業者立入	通年	H29年度	管轄区域内	市内の排出事業者に対して、廃棄物に関する制度周知を目的に立入検査を実施する。	令和5年度 解体工事現場 92件 繊維維業 46件 ※3/15現在
岡崎市	保健衛生課	排出者指導説明会	通年	R5年度	管轄区域内	市内の飲食業許可業者に対して、廃棄物に関する制度周知を行う。	令和5年度 6回実施

## 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岡崎市	なし	廃棄物適正処理セミナー	未定	H26年度	岡崎市役所他	廃棄物処理法の理解を深め、さらなる知識の習得を目的として、廃棄物排出事業者等を対象とした廃棄物の適正処理に係る説明会を行う。	
岡崎市	なし	産業廃棄物に関する環境学習	通年	H17年度	管轄区域内	市内の業者等から依頼があった場合に、廃棄物に係る講習会を実施する。	
岡崎市	岡崎森林組合	「廃棄物の不適正処理の情報提供に関する協定書」に基づく業務	通年	H25年度	管轄区域内	岡崎森林組合の職員が業務中に廃棄物の不適正処理のおそれがあると思われる状況を確認した場合、情報の提供を受け、遅滞なく廃棄物処理法等の法令に基づき適切に対処する。	



## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 豊田市

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊田市		航空写真を解析した不法投棄等調査・指導事業	4月～3月	H20年度	豊田市内全域	発見しにくい場所の不法投棄や比較的小規模な不適正処理に対する早期の是正を目的として、航空写真の解析などにより、是正措置が必要な場所を発見し、是正指導を行う。	
豊田市		監視カメラによる不法投棄の監視事業	4月～3月	H19年度	豊田市内全域	不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置し、行為者の解明及び不法投棄の防止を図る。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊田警察署・足助警察署	愛知県(高圧ガス担当)、豊田市消防本部(危険物担当)、豊田市保健部総務課(毒劇物担当)、(NEXCO中日本)、豊田市廃棄物対策課(廃棄物担当)	産業廃棄物収集運搬車両路上検査	11月	H18年度	豊田市内国道など	産業廃棄物運搬車両の検査をし、廃棄物の適正処理について指導・啓発を行う。	豊田警察署H18～

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊田市		廃棄物適正処理推進員による訪問啓発指導	4月～3月	H24年度	豊田市内全域	排出事業者責任の観点から、市内の事業所へ戸別訪問指導を実施し、廃棄物の適正処理と減量化・資源化を推進する。	

## 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊田市	日本郵便(株)豊田郵便局はじめ15団体	異変の通報に関する覚書に基づく措置内容連絡会議	4月～3月(会議6月)	H17年度	豊田市内全域	協力団体(覚書締結団体)の社員等が業務の途中で不法投棄等の通報対象の異変を発見した場合、市に連絡し、市が早期に対応することにより、市民生活の安全と地域環境の保全を図る。措置内容連絡会議は、通報のあった事案に対する内容についての報告等を行う。	
豊田市	(一社)愛知県産業資源循環協会、豊田商工会議所 ほか	各種セミナー・講習会の開催	2月	H25年度	豊田市内	産業廃棄物処理業者向けの講習会、廃棄物の排出事業者向けの講習会を開催し、廃棄物の適正処理の理解を深める。	

## 令和6年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 中部地方環境事務所

## 1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
中部地方環境事務所	設置要望のあった地方公共団体	不法投棄監視ダミーカメラの設置	通年(最大1年)	R4年度	不法投棄のおそれ等がある場所	管内の地方公共団体が実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援することを目的に、設置要望のあった地方公共団体に当所が所有するダミーカメラを無償で機器を貸与する。	

## 2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
各県・政令市等、(中部地方環境事務所)	各県警、中部地方環境事務所	産業廃棄物収集運搬車両路上検査	通年		管内各地	各県市が主体で実施する路上検査への連携、協力。県境を越えて広域的に移動する産業廃棄物の不法投棄等の不適正事業を防止するため、運搬車両に対し、積載物、マニフェスト等の確認、及び普及啓発活動等を実施。	

## 3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
中部地方環境事務所	愛知県、名古屋市、愛知県産業資源循環協会	国指定藤前干潟鳥獣保護区内における不法投棄等ごみ撤去	10月末頃	H22年度	名古屋市港区藤前	愛知県、名古屋市、愛知県産業廃棄物協会と連携し、国指定藤前干潟鳥獣保護区内において、不法投棄ごみ、漂着ごみ等の撤去活動を行い、不法投棄防止、海洋ゴミ問題等についての啓発を図る。	

## 4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
中部地方環境事務所	国の機関、県、政令市(中部管内の37機関)	中部地方不法投棄対策連絡会	年度末頃	H19年度	書面開催	国、自治体を実施する不法投棄等関連対策について、関係情報の共有・意見交換等を行い連携強化を図る。	

中部地方環境事務所	中部管内の全ての自治体	資源循環行政に関する研修会	11月頃	H17年度	WEB及び対面開催の予定	自治体等職員対象に廃棄物処理法の基礎知識等、不法投棄・不適性処理対策等に係る廃棄物行政担当者の能力等の向上を図る。	
環境省・中部地方環境事務所	中部管内の県、政令市(7県11市)	不法投棄ホットライン	通年	H16年度		廃棄物の不法投棄など緊急に対応を要する事案についての情報を国民から直接受ける窓口として、通報専用のメールボックスを設置。通報のあった情報は、該当自治体に連絡。	

①実施主体: 中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県

②協力主体: 各河川・海岸沿いの市町村、賛同企業や団体等 ③事業名等: 川と海のクリーン大作戦

## 1. 概要

川と海のクリーン大作戦は、平成11年度から始まった、伊勢湾・三河湾に流れ込む河川及び海岸の清掃活動であり、清掃活動への参加を通じて、地域と行政が一体となって、“ゴミを捨てない・捨てさせない”という意識の啓発や、『協働管理』の促進を目的とした活動です。

## 2. 結果

### 令和5年度実績

- 参加人数は約2万3千人 (昨年度比138%)
- 集めたゴミは約288トン

### 平成11年度からの実績

- 延べ参加人数は90万人
- 集めたゴミは約12,000トン

### 令和5年度の活動写真(一部)



参加者: 70人  
回収量: 約4トン

岐阜県可児市 木曾川河川敷



参加者: 2,008人  
回収量: 約12トン

愛知県名古屋市長 庄内川河川敷



参加者: 178人  
回収量: 約8トン

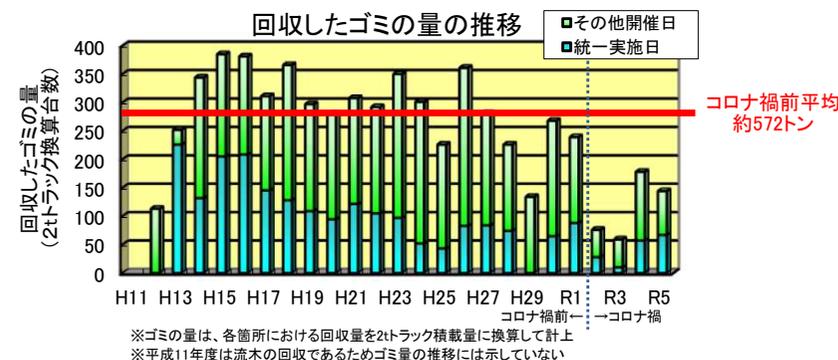
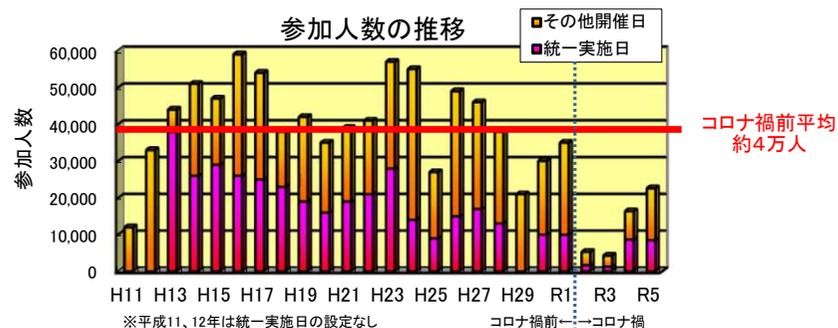
三重県津市 雲出川河川敷



参加者: 99人  
回収量: 約2トン

愛知県田原市長 伊良湖(三河湾)

## 3. 気づき・問題点等



コロナ禍前(H11~R1)の平均参加人数(約4万人)や平均ゴミ回収量(約572トン)と比較すると、今年度は何れも下回りました。コロナ禍で中止や開催規模縮小が続く、多くの人々から“ゴミを捨てない・捨てさせない”という意識が薄れていることが一因であると考えられます。

来年度も川と海のクリーン大作戦を通じてゴミを“捨てない・捨てさせない”意識を持ってもらい、協働管理によるきれいな河川・海岸の実現及び維持に向けて引き続き取り組んで参ります。

令和5年度不法投棄監視等取組結果

# 啓発冊子「マンガでよくわかる！解体工事」の発刊による法令の周知

## 1. 概要

三重県における不法投棄量のうち、9割以上が解体工事から発生する建設系廃棄物であることに着目し、解体工事に係る法令による規制等を分かりやすく解説したマンガ冊子を発刊することとしました。

解体工事の受注から工事の完了までを一連のストーリーとし、図やイラストを用いて漫画形式で紹介しています。産業廃棄物の処理には、解体工事の元請業者と下請業者で行うべきことが異なるため、それぞれの立場に立った冊子（元請編、下請・収集運搬業者編）を作成しました。

## 2. 結果

令和4年度に元請編、下請編各6,000部製作しました。

県内外関係団体（建設業関係の団体等）、一般企業、個人問わず多くの方から問い合わせや配布依頼をいただき、令和5年度末までに約4,000部を配布しました。



## 3. 気づき・問題点等

解体工事の実施にあたっては、廃棄物処理法以外にも数多くの法令が関係することから、今回編集に協力いただいた団体（産業廃棄物協会、建設業協会、解体工事業協会、宅地建物取引業協会等）を通じて、より幅広く周知していくことが重要と考えています。また、県外からの問い合わせや配布依頼があったことから、この問題は全国共通のものであると、改めて認識しました。

それを踏まえ、令和6年度以降は、今回発刊したマンガ冊子を原作として、より親しみやすいWeb動画を作成し、SNS等を通じて発信することで、本冊子の存在をより広く知っていただくとともに、建設系廃棄物の適正処理に向けた意識啓発を図っていきます。

①豊田市②日本郵便(株)豊田郵便局はじめ15団体  
③異変の通報に関する覚書に基づく措置内容連絡会議

1. 概要

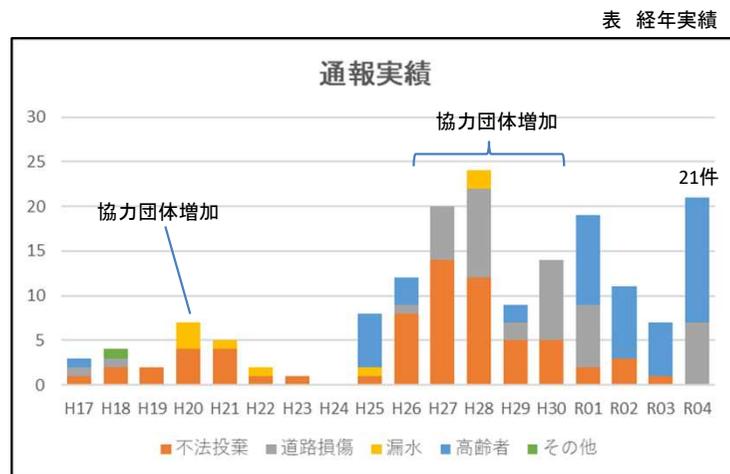
協力団体(覚書締結団体)の社員等が業務の途中で不法投棄等の通報対象の異変を発見した場合、市に連絡し、市が早期に対応することにより、市民生活の安全と地域環境の保全を図る。措置内容連絡会議は、通報のあった事案に対する内容についての年1回連絡会議を開催する。

平成17年度より事業開始(当初6事業者、令和5年度時点15事業者)。

2. 結果

・平成18年1月より、不法投棄、道路損傷、漏水及び高齢者の異変などについて覚書を締結した各団体の社員等が業務中に異変を発見した場合、市に通報し対応することで市民生活の安全と地域環境の保全を図ることを目的として発足。

・令和4年度の実績として21件の通報があった。

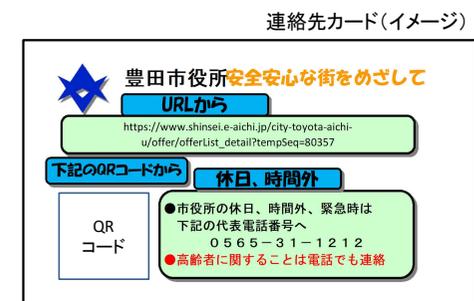


3. 気づき・問題点等

・発足以降、年度ごとに通報件数に差があり、また、通報内容(不法投棄、高齢者など)も年度ごとでの差が大きくなっている。

・通報は、電話、FAX、電子メールなど複数の方法で受付しているものの、通報者に対し通報内容や場所の確認などの手間が必要となってしまう。

・あいち電子申請・届出システムを活用し通報内容のほか、位置情報を収集や写真の添付機能を追加することで通報者に再確認の手間を省き通報を行いやすくした。また、連絡先カード(別図)を作成。QRコードを表記することで通報を行いやすくした(令和5年度より)。



- ①実施主体 中部地方環境事務所 ②協力主体 愛知県、名古屋市、愛知県産業資源循環協会  
③事業名等 国指定藤前干潟鳥獣保護区内における不法投棄等ごみ撤去

## 1. 概要

愛知県、名古屋市、愛知県産業廃棄物協会と連携し、国指定藤前干潟鳥獣保護区内において、不法投棄ごみ、漂着ごみ等の撤去活動を行い、不法投棄防止、海洋ゴミ問題等についての啓発を図る。

## 2. 結果

可燃ごみ：1.03トン（名古屋市富田工場に搬入）

不燃・粗大ごみ：1.29トン（名古屋市大江破碎工場に搬入）

処理困難物：愛知県が産廃処分（冷蔵庫、消火器、タイヤなど）

不法投棄ごみと思われる廃棄物は大きなものでソファー、マット、冷蔵庫が各1組、中程度の大きさだとタイヤが複数回収された。

そのほかペットボトル・ライター・プラスチック製品などの小さなごみが多く回収され、これらは漂着物と思われる。

## 3. 気づき・問題点等



# 不法投棄監視ダミーカメラの貸出しについて

地方公共団体が実施する不法投棄監視パトロール業務等を支援することを目的に、不法投棄監視ダミーカメラ(撮影機能は搭載していません)の貸出しを行っています。

貸出しの申込みについては、電子メール等(申込先:[REO-CHUBU@env.go.jp](mailto:REO-CHUBU@env.go.jp))にて随時受け付けています。



## 【申込方法】

上記申込先あて以下の内容を記載ください。

- ①設置場所
- ②地目(山林、農地、宅地、河川、海岸等)
- ③土地所有者
- ④設置期間(各年度における原則一年以内の期間)
- ⑤設置理由

※貸出しが決定しましたら内諾の連絡を差し上げます。

令和3年度まで実施していました「不法投棄監視通報システム設置事業」は機器の老朽化に伴い終了いたしました。

事 務 連 絡  
令和 5 年 2 月 27 日

## 不法投棄監視ダミーカメラ設置運用規則

中部地方環境事務所  
資源循環課長

### 1 目的

この規則は、中部地方環境事務所（以下「事務所」という。）管内の地方公共団体が一般廃棄物又は産業廃棄物の不法投棄を未然に防止する目的で実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援する目的で設置する「不法投棄監視ダミーカメラ」（以下「ダミーカメラ」という。）を環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令（平成 12 年 11 月 21 日総理府令第 140 号）に基づき借受けを行う場合の設置及び運用等について定めるものである。

### 2 設置場所及び設置期間の決定

地方公共団体は、ダミーカメラの設置について電子メール等により設置場所、地目（※1）、土地所有者、設置期間、設置理由を記載の上、随時要望を行う。事務所は廃棄物の不法投棄の状況、当該地方公共団体による不法投棄対策の現状、今後の当該地方公共団体による自立的な不法投棄対策の計画等を勘案し、設置場所及び設置期間（原則として1年以内）について地方公共団体（以下「設置場所団体」という。）内諾した旨の連絡（電子メール等）を行う。

なお、設置場所団体は、設置予定日目の 10 日前までに借受申請書（様式第 1 号）により借受けの申請を行い、事務所は借受申請受理後、貸付承認通知書（様式第 2 号）により設置場所団体に対し、貸付けの通知を行うものとする。

併せて、借受申請書（様式第 1 号）には、ダミーカメラ設置場所の具体的な図面を添付すること。

（※1）：地目は、「山林」、「農地」、「宅地」、「河川」、「海岸」等をいう。

### 3 ダミーカメラの設置等

ダミーカメラの設置及び移動等に関しては、以下のとおりとする。

- （1）ダミーカメラは事務所から設置場所団体あてに直接引取又は直接送付する。なお、引取又は送料に係る費用一切は設置場所団体負担とする。
- （2）設置期間中にダミーカメラの移動が必要な場合には、設置場所団体が作業を行い、設置場所の変更等を任意の様式に移動先の使用場所を記載し、設置場所の具体的な図面を添付の上、速やかに事務所に提出する。
- （3）ダミーカメラの設置場所は、監視対象から視認されない場所を選定すること。また、監視対象から視認できる場所に設置する場合は、可能な限りダミーカメラを隠ぺいする

等の対応を行うこと。

#### 4 ダミーカメラの運用管理

設置場所団体は、事務所の指導の下、ダミーカメラの運用管理を行うものとする。ダミーカメラの運用管理とは、ダミーカメラを利用した監視業務及びダミーカメラの点検（設置状況確認等）をいう。

設置場所団体は、ダミーカメラの点検を定期的に行い、当該結果をダミーカメラ運用管理簿（様式第3号）に記入し、ダミーカメラの撤去時に事務所に提出するものとする。

また、不法投棄される廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物が混在していることが想定されるので、ダミーカメラの運用管理に当たっては、設置場所団体は、必要に応じて関係する県又は市町村との連携を図るものとする。

なお、設置場所団体は、ダミーカメラに対して善良な管理者としての責任を負うものとし、設置場所団体に起因するダミーカメラの破損等に関しては、ダミーカメラを原状に回復した上で事務所に送付するものとする。

ただし、自然災害や犯罪被害等に起因するもので事務所が特に認めた場合にあつては、この限りでない。

#### 5 ダミーカメラの防犯対策の強化

設置場所団体は、4に定める事項以外に、悪意あるダミーカメラの破損・盗難等の対策として、ダミーカメラの点検を確実に実施するとともに、さらに、設置場所団体で独自に対策を行う等、ダミーカメラに対して善良な管理者としての責任を負うものとし、仮に、第三者に起因するダミーカメラの破損、盗難等を確認した場合は、速やかに事務所に連絡するとともに、その指示に従うこと。

#### 6 ダミーカメラの撤去

ダミーカメラの撤去は設置場所団体が行うものとし、撤去の際、異常の有無等を確認した上でダミーカメラ運用管理簿（様式第3号）の特記事項にその旨記入する。設置場所団体は、ダミーカメラの撤去後、ダミーカメラ一式、ダミーカメラ運用管理簿（様式第3号）及び不法投棄監視ダミーカメラ設置期間中の状況調査票（様式第4号）と併せて事務所指定の場所に持込み又は送付するものとし、持込み又は送付に係る一切の費用は設置場所団体の負担とする。

事務所は、ダミーカメラが事務所指定の場所に到着した後、異常の有無等を確認する。

#### 7 疑義

この規則に定めのない事項について疑義が生じた場合には、事務所及び設置場所団体が協議して決定するものとする。